

(議案別冊 2)

平成 29 年 度

# 川越市 予 算 書

一 般 会 計

特 別 会 計

(平成 29 年 2 月 21 日提出)

# 目 次

* 一 般 会 計 予 算	(議案第26号)	1 頁
---------------	----------	-----

## [特 別 会 計]

* 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第27号)	1 4 頁
* 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第28号)	1 9 頁
* 歯 科 診 療 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第29号)	2 1 頁
* 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第30号)	2 3 頁
* 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第31号)	2 6 頁
* 川 越 駅 東 口 公 共 地 下 駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第32号)	2 9 頁
* 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第33号)	3 1 頁
* 水 道 事 業 会 計 予 算	(議案第34号)	3 3 頁
* 公 共 下 水 道 事 業 会 計 予 算	(議案第35号)	3 6 頁

## 議案第26号

### 平成29年度川越市一般会計予算

平成29年度川越市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,990,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 市 税		56,482,852 千円
	1 市 民 税	25,539,021
	2 固 定 資 産 税	22,524,265
	3 軽 自 動 車 税	541,133
	4 市 た ば こ 税	2,139,227
	5 事 業 所 税	1,636,877
	6 都 市 計 画 税	4,102,329
2 地 方 譲 与 税		607,554
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	182,504
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	425,050
3 利 子 割 交 付 金		79,666
	1 利 子 割 交 付 金	79,666
4 配 当 割 交 付 金		229,627
	1 配 当 割 交 付 金	229,627
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		215,568
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	215,568
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		56,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	56,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		5,539,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5,539,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		188,958
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	188,958
9 地 方 特 例 交 付 金		329,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	329,000
10 地 方 交 付 税		1,350,000
	1 地 方 交 付 税	1,350,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		47,442
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	47,442
12 分 担 金 及 び 負 担 金		1,003,410

款	項	金額
	1 分 担 金	13 千円
	2 負 担 金	1,003,397
13 使用料及び手数料		2,201,820
	1 使 用 料	1,576,517
	2 手 数 料	625,303
14 国庫支出金		17,558,248
	1 国庫負担金	14,618,286
	2 国庫補助金	2,848,748
	3 委 託 金	91,214
15 県支出金		6,567,055
	1 県 負 担 金	3,989,782
	2 県 補 助 金	1,668,655
	3 委 託 金	908,618
16 財産収入		402,366
	1 財産運用収入	152,176
	2 財産売却収入	250,190
17 寄 附 金		10,820
	1 寄 附 金	10,820
18 繰 入 金		3,334,686
	1 基 金 繰 入 金	3,291,274
	2 他 会 計 繰 入 金	43,412
19 繰 越 金		1,700,000
	1 繰 越 金	1,700,000
20 諸 収 入		3,353,228
	1 延滞金、加算金及び過料	100,000
	2 市 預 金 利 子	222
	3 貸付金元利収入	1,894
	4 受託事業収入	108,936
	5 雑 入	3,142,176

款	項	金額
21 市 債		9,732,700 千円
	1 市 債	9,732,700
歳 入	合 計	110,990,000

(2) 歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		670,472 千円
	1 議 会 費	670,472
2 総 務 費		10,740,976
	1 総 務 管 理 費	9,070,740
	2 徴 税 費	1,156,892
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	326,415
	4 選 挙 費	60,616
	5 統 計 調 査 費	33,585
	6 監 査 委 員 費	92,728
3 民 生 費		48,017,487
	1 社 会 福 祉 費	21,606,726
	2 児 童 福 祉 費	18,464,450
	3 生 活 保 護 費	7,944,311
	4 災 害 救 助 費	2,000
4 衛 生 費		11,577,631
	1 保 健 衛 生 費	3,944,314
	2 清 掃 費	5,483,317
	3 下 水 道 費	2,150,000
5 労 働 費		269,574
	1 労 働 費	269,574
6 農 林 水 産 業 費		579,032
	1 農 業 費	579,032

款	項	金額
7 商 工 費		1,454,922 千円
	1 商 工 費	1,454,922
8 土 木 費		9,614,888
	1 土 木 管 理 費	578,863
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,732,775
	3 河 川 費	252,956
	4 都 市 計 画 費	5,759,869
	5 住 宅 費	290,425
9 消 防 費		5,019,498
	1 消 防 費	5,019,498
10 教 育 費		12,530,647
	1 教 育 総 務 費	2,572,483
	2 小 学 校 費	2,422,291
	3 中 学 校 費	1,190,114
	4 高 等 学 校 費	705,627
	5 特 別 支 援 学 校 費	21,540
	6 社 会 教 育 費	2,375,718
	7 学 校 保 健 費	3,242,874
11 災 害 復 旧 費		2,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,000
12 公 債 費		10,274,877
	1 公 債 費	10,274,877
13 諸 支 出 金		117,996
	1 普 通 財 産 取 得 費	45,162
	2 土 地 開 発 公 社 費	72,834
14 予 備 費		120,000
	1 予 備 費	120,000
歳 出 合 計		110,990,000

第2表 継続費

款	項	事業名	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	障害児通園施設 建設事業	平成29年度	千円 397,800
			平成30年度	595,700
			計	993,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	田島橋整備事業	平成29年度	123,500
			平成30年度	173,000
			計	296,500
		焼米橋整備事業	平成29年度	74,800
	平成30年度		36,000	
	計		110,800	
	4 都市計画費	旧川越織物市場 整備事業	平成29年度	187,000
			平成30年度	357,600
平成31年度			46,800	
計			591,400	
9 消防費	1 消防費	防災行政無線 デジタル化整備事業	平成29年度	388,300
			平成30年度	474,500
			平成31年度	474,000
			計	1,336,800
10 教育費	6 社会教育費	仮称霞ヶ関西 公民館建設事業	平成29年度	112,400
			平成30年度	350,800
			計	463,200

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
公共用地先行取得費及び公共施設整備費（平成29年度事業分）	平成29年度以降	川越市土地開発公社が市の委託により行う公共用地の先行取得及びその事業の実施とあわせて行う公共施設の整備に要する額



事 項	期 間	限 度 額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（平成29年度事業分）	平成29年度から平成30年度まで	元金 1,348,453千円及びこれに伴う利子との合計額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（平成29年度に借入期限満了となる平成24年度借入分）	同 上	元金 426,200千円及びこれに伴う利子との合計額
川越市納税呼びかけセンター運営業務（平成30年度事業分）	平成30年度	992千円
川越市生活困窮者自立相談支援事業業務委託（平成30年度事業分）	平成29年度から平成30年度まで	契約に基づき決定した期間中における自立相談支援事業等に要する額
農村地域防災減災事業	平成30年度から平成31年度まで	49,900千円
川越市中小企業融資による県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償	平成29年度以降	県信用保証協会が行う保証債務額のうち川越市が負担すべき額及び利子
市道8063・8064号線改良工事	平成29年度から平成30年度まで	12,225千円
中小河川排水路整備事業費（平成30年度事業分）	同 上	4,500千円
立地適正化計画策定検討支援業務委託	平成30年度	8,000千円
笠幡黒浜公園遊具設置工事	平成29年度から平成30年度まで	2,000千円
浸水低地住宅改良資金融資に対する損失補償	平成29年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎アスベスト 除去事業費	千円 5 100	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
文化施設設備 整備事業費	85 400	同上	同上	同上
総合体育館設備 改修事業費	4 000	同上	同上	同上
陸上競技場 改修事業費	15 000	同上	同上	同上
民間社会福祉施設 整備事業費	743 900	同上	同上	同上
西後楽会館 改修事業費	6 900	同上	同上	同上
養護老人ホーム施設 改修事業費	17, 800	同上	同上	同上
老人憩の家 設備改修事業費	17, 000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民間保育施設 整備事業費	千円 109 300	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
公立児童福祉施設 整備事業費	358 000	同上	同上	同上
保健センター 設備改修事業費	13 500	同上	同上	同上
市民聖苑やすらぎの さと設備整備事業費	61 000	同上	同上	同上
清掃運搬施設 整備事業費	10 700	同上	同上	同上
東清掃センター 改修事業費	53 800	同上	同上	同上
廃棄物処理施設 解体事業費	486 500	同上	同上	同上
女性会館解体事業費	77 000	同上	同上	同上
土地改良事業費	6 300	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業ふれあい センター改修整備 事業費	千円 3 600	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
産業観光施設 整備事業費	8 200	同上	同上	同上
郊外型駐車場 整備事業費	23 600	同上	同上	同上
道路環境整備事業費	239 400	同上	同上	同上
道路照明灯 管理事業費	10 800	同上	同上	同上
道路新設改良事業費	546 300	同上	同上	同上
橋りょう新設 改良事業費	212 900	同上	同上	同上
河川整備事業費	98 200	同上	同上	同上
笠幡駅周辺 整備事業費	162 100	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
川越駅西口周辺地区 整備事業費	千円 64 600	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
川越駅西口都市基盤 整備事業費	68 000	同上	同上	同上
新河岸駅周辺地区 整備事業費	975 300	同上	同上	同上
歴史的地区環境整備 街路事業費	3 200	同上	同上	同上
街路事業費	369 700	同上	同上	同上
公園整備事業費	55 300	同上	同上	同上
旧川越織物市場 整備事業費	111, 400	同上	同上	同上
公営住宅改修事業費	17, 700	同上	同上	同上
防災設備改修事業費	254 600	同上	同上	同上
教育センター 施設整備事業費	3 100	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設 整備事業費	千円 1,052,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその 債権者と協定するものによ る。 ただし、据置期間は2 年以内とし、本市財政の 都合により償還期限を短 縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えするこ とができる。
小学校大規模 改造事業費	100,200	同上	同上	同上
中学校施設 整備事業費	18,000	同上	同上	同上
中学校大規模 改造事業費	174,000	同上	同上	同上
学童保育室 整備事業費	17,100	同上	同上	同上
公民館改修 整備事業費	8,100	同上	同上	同上
博物館等改修 整備事業費	29,300	同上	同上	同上
仮称霞ヶ関西公民館 建設事業費	84,300	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 2 950 000	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第27号

平成29年度川越市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度川越市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,615,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明



第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		7,722,982 千円
	1 国民健康保険税	7,722,982
2 国庫支出金		7,598,962
	1 国庫負担金	6,473,777
	2 国庫補助金	1,125,185
3 療養給付費等交付金		559,647
	1 療養給付費等交付金	559,647
4 前期高齢者交付金		11,341,995
	1 前期高齢者交付金	11,341,995
5 県支出金		2,032,126
	1 県負担金	323,348
	2 県補助金	1,708,778
6 共同事業交付金		9,786,365
	1 共同事業交付金	9,786,365
7 財産収入		537
	1 財産運用収入	537
8 繰入金		3,093,013
	1 他会計繰入金	3,093,012
	2 基金繰入金	1
9 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
10 諸収入		179,673
	1 延滞金及び過料	101,000
	2 市預金利子	89
	3 貸付金元金収入	1,680
	4 雑収入	76,904
歳入合計		42,615,300

## (2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		438,361 千円
	1 総務管理費	235,781
	2 徴税費	200,297
	3 運営協議会費	883
	4 趣旨普及費	1,400
2 保険給付費		25,108,405
	1 療養諸費	21,962,429
	2 高額療養費	2,950,293
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	165,983
	5 葬祭諸費	29,500
3 後期高齢者支援金等		5,155,121
	1 後期高齢者支援金等	5,155,121
4 前期高齢者納付金等		17,485
	1 前期高齢者納付金等	17,485
5 老人保健拠出金		237
	1 老人保健拠出金	237
6 介護納付金		1,880,278
	1 介護納付金	1,880,278
7 共同事業拠出金		9,430,686
	1 共同事業拠出金	9,430,686
8 保健事業費		499,007
	1 特定健康診査等事業費	441,858
	2 保健事業費	57,149
9 基金積立金		537
	1 基金積立金	537
10 公債費		1
	1 公債費	1

款	項	金額
11 諸 支 出 金		35,182 千円
	1 償還金利息及び還付加算金	33,501
	2 延 滞 金	1
	3 貸 付 金	1,680
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		42,615,300

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
川越市納税呼びかけセンター運営業務 (平成30年度事業分)	平成30年度	749千円

議案第28号

平成29年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,884,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,234,543 千円
	1 後期高齢者医療保険料	3,234,543
2 繰入金		642,387
	1 一般会計繰入金	642,387
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		6,270
	1 延滞金、加算金及び過料	1,101
	2 償還金及び還付加算金	4,800
	3 預金利息	9
	4 雑入	360
歳入	合計	3,884,200

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		121,045 千円
	1 総務管理費	108,291
	2 徴収費	12,754
2 広域連合納付金		3,755,355
	1 広域連合納付金	3,755,355
3 諸支出金		4,800
	1 償還金及び還付加算金	4,800
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出	合計	3,884,200

議案第29号

平成29年度川越市歯科診療事業特別会計予算

平成29年度川越市歯科診療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 診療収入		30,977 千円
	1 外来収入	30,977
2 使用料及び手数料		100
	1 使用料	85
	2 手数料	15
3 繰入金		46,121
	1 他会計繰入金	46,121
4 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		82,200

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		69,952 千円
	1 施設管理費	69,952
2 医療費		9,247
	1 医療費	9,247
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		82,200



議案第30号

平成29年度川越市介護保険事業特別会計予算

平成29年度川越市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,662,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 保 険 料		5,474,944 千円
	1 介 護 保 険 料	5,474,944
2 国 庫 支 出 金		4,165,464
	1 国 庫 負 担 金	3,756,514
	2 国 庫 補 助 金	408,950
3 支 払 基 金 交 付 金		6,129,001
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,129,001
4 県 支 出 金		3,283,971
	1 県 負 担 金	3,095,176
	2 県 補 助 金	188,795
5 財 産 収 入		16,543
	1 財 産 運 用 収 入	16,543
6 繰 入 金		3,540,679
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,113,679
	2 基 金 繰 入 金	427,000
7 繰 越 金		50,000
	1 繰 越 金	50,000
8 諸 収 入		1,398
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預 金 利 子	33
	3 雑 入	1,364
歳 入 合 計		22,662,000

(2) 歳出

款	項	金額
1 総 務 費		270,339 千円
	1 総 務 管 理 費	64,440
	2 徴 収 費	19,090
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	184,793

款	項	金額
	4 趣 旨 普 及 費	2,016 千円
2 保 險 給 付 費		21,082,130
	1 介 護 サービス等諸費	19,521,260
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	467,685
	3 そ の 他 諸 費	24,442
	4 高 額 介 護 サービス等費	343,979
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	56,456
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	668,308
3 地 域 支 援 事 業 費		1,257,938
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	450,774
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	764,105
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	42,059
	4 そ の 他 諸 費	1,000
4 基 金 積 立 金		16,543
	1 基 金 積 立 金	16,543
5 諸 支 出 金		5,050
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,050
6 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	22,662,000

議案第31号

平成29年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成29年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 繰入金		10,295 千円
	1 他会計繰入金	10,295
2 繰越金		3,848
	1 繰越金	3,848
3 諸収入		64,757
	1 市預金利息	1
	2 貸付金元利収入	64,694
	3 雑収入	62
4 市債		20,000
	1 市債	20,000
歳入合計		98,900

(2) 歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		98,900 千円
	1 総務費	98,900
歳出合計		98,900

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦 福祉資金貸付事業費	千円 20 000	普通貸借	無利子	貸付業務を廃止したとき。 ただし、本市財政の都合により繰上償還をすることができる。

議案第32号

平成29年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算

平成29年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 使 用 料		113,304 千円
	1 使 用 料	113,304
2 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
3 諸 収 入		796
	1 市 預 金 利 子	1
	2 雑 入	795
歳 入 合 計		119,100

(2) 歳出

款	項	金額
1 事 業 費		116,750 千円
	1 事 業 費	116,750
2 公 債 費		1,350
	1 公 債 費	1,350
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		119,100



議案第33号

平成29年度川越市農業集落排水事業特別会計予算

平成29年度川越市農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		449 千円
	1 分担金	449
2 使用料及び手数料		23,455
	1 使用料	23,455
3 繰入金		98,493
	1 他会計繰入金	98,493
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		3
	1 市預金利子	1
	2 延滞金	1
	3 雑入	1
歳入合計		142,400

(2) 歳出

款	項	金額
1 農業集落排水総務費		70,043 千円
	1 総務管理費	70,043
2 公債費		68,357
	1 公債費	68,357
3 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出合計		142,400

議案第34号

平成29年度川越市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数(月平均)	156,600戸
(2) 年間総配水量	39,160,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	107,287m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要	
配水管新設、改良等 事業費	2,449,035千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	6,836,903千円
第1項 営業収益	6,406,232千円
第2項 営業外収益	430,661千円
第3項 特別利益	10千円
支 出	
第1款 水道事業費用	6,456,229千円
第1項 営業費用	6,145,719千円
第2項 営業外費用	190,652千円
第3項 特別損失	114,858千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,217,522千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

162,730千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金200,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,312,322千円及び当年度分損益勘定留保資金342,470千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	897,427千円
第1項 企業債	700,000千円
第2項 他会計負担金	60,084千円
第3項 工事負担金	43,365千円
第4項 水道施設加入金	93,958千円
第5項 固定資産売却代金	20千円

支 出

第1款 資本的支出	3,114,949千円
第1項 建設改良費	2,459,686千円
第2項 企業債償還金	650,263千円
第3項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川越市上下水道局営業業務委託	平成29年度から 平成35年度まで	契約に基づき決定した契約期間中における委託業務の執行に要する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管更新 事業費	千円 700,000	普通貸借	年5.0 %以内	政府資金又は地方公共団体金融 機構については、その融資条件に よる。銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合 により繰上償還又は低利に借換え ることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 786,577千円

(2) 交際費 43千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、81,683千円と定める。

平成29年2月21日提出

川越市長 川合善明

議案第 3 5 号

平成 2 9 年度川越市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 9 年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗便所設置戸数	1 3 3, 4 0 0 戸
(2) 年間処理水量	5 0, 0 0 0, 0 0 0 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1 3 6, 9 8 6 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要	
公共下水道施設整備 事業費	6 3 4, 8 8 2 千円
公共下水道施設改良 事業費	7 3 0, 8 8 1 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	6, 2 8 1, 6 5 3 千円
第 1 項 営業収益	4, 4 1 3, 3 7 5 千円
第 2 項 営業外収益	1, 8 6 7, 9 4 1 千円
第 3 項 特別利益	3 3 7 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	6, 1 9 2, 1 6 0 千円
第 1 項 営業費用	5, 7 0 5, 2 4 6 千円
第 2 項 営業外費用	4 7 7, 8 1 4 千円
第 3 項 特別損失	4, 1 0 0 千円
第 4 項 予備費	5, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 8 0 2, 3 2 6 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

78,962千円及び過年度分損益勘定留保資金1,723,364千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	970,723千円
第1項 企業債	659,800千円
第2項 国庫補助金	92,500千円
第3項 工事負担金	5,431千円
第4項 受益者負担金	43,500千円
第5項 分担金	22,765千円
第6項 他会計負担金	83,130千円
第7項 他会計補助金	63,587千円
第8項 固定資産売却代金	10千円

支 出	
第1款 資本的支出	2,773,049千円
第1項 建設改良費	1,551,342千円
第2項 企業債償還金	1,216,707千円
第3項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることのできる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川越市水洗便所改造資金融資あつせん条例による損失補償(平成29年度融資分)	平成29年度以降	回収されない元本及び納付すべき利子の合計額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設 改良事業費	千円 659,800	普通貸借	年5.0 %以 内	政府資金又は地方公共団体金融 機構については、その融資条件に よる。銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合 により繰上償還又は低利に借換え ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 622,853千円

(2) 交 際 費 43千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出にあてるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、105,552千円である。

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明